

令和6年度 知夫村非常勤保健師募集要綱

島根県の離島で生活を楽しみながら地域の文化や特性を活かした保健活動のできる非常勤常勤保健師さんを探しています。知夫村は令和5年度より保健師が0人となり、まさに健康危機！一緒に住民の健康を守る仲間を募集中です。

1か月のうち1週間程度、年間10回程度知夫村内において保健活動を行っていただきます。場合により、2~3人程度の非常勤保健師でチームを構成し、そのうちの1名は月に1度当村にて保健活動を展開する場合があります。オンラインでの定例会参加等の機会を設け、情報共有は密に行います。

1. 募集人数

若干名

2. 募集条件

- (1)保健師資格を有する方
- (2)年間を通して10回程度(1回あたり業務遂行日は4日から6日を基本とする)村内で保健活動を実施することが可能な方(年間45日から60日程度の業務遂行日を確保することとする)
- (3)地域文化や特性を活かした活動ができる方。創意工夫をあきらめずにしてくださる方
- (4)パソコン操作ができる方
- (5)地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方
- (6)普通自動車運転免許を持っている方

3. 業務内容

- ・健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法、母子保健法、精神保健福祉法等に関連する保健業務及び該当保健業務に関する会議への参加
- ・現在の村保健事業にあわせて個別支援の強化を図る
その他専門性を活かした活動を地域の実情に応じて展開ください
- ・村保健事業に関する定期連絡会への参加(オンライン可)

4. 任期

- ・期間は委嘱の日から2年間

5. 賃金等

- (1)基本賃金 10,200円/日 1,310円/時
- (2)賃金支払い対象は以下の通りである
 - ・知夫村内での保健活動
 - ・村外でのオンライン対応(定期連絡会、緊急対応等村が求めるもの等事前協議とする)
- (3)交通費・交通手段について
 - ・知夫村外に居住の場合、居住地と知夫村間の交通費(往復分:上限5万円)は村負担とする。ただし、居住地から知夫村への移動に係る交通手段は、知夫村職員の旅費に関する規定に準ずることとし、領収書の提出を原則とする

6. 居住(宿泊先)

- ・ 宿泊先は村が用意する
- ・ 生活家電有り
- ・ 生活に係る光熱費は自己負担とする

7. 業務場所

- ・ 知夫村内
- ・ オンラインの場合は各居住地にて対応可能

8. 勤務日・勤務時間

- ・ 勤務日程は村と保健師とで調整の上決定とする（半年単位で事前にスケジュールリング予定）
- ・ 最低週4日間は村での保健活動を行うこととし、以下の例を示す

(例)

勤務時間：原則 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(フェリー通常ダイヤ3月1日～12月31日)

* 月曜日の午前中は移動のため午後からの勤務、金曜日の午前中は勤務後、午前便（又は午後便）にて移動（居住地へ）

(冬ダイヤ1月1日～2月28日)

* 月曜日は移動日とし、火曜日より勤務。金曜日の午前中は勤務後、午前便にて移動（居住地へ）

- ・ その他スケジュールについては両者協議の上決定する

9. 業務報告

各回の保健業務を終えたとき又は事故にあったときには、14日以内に指定の様式により業務報告書を作成し、村へ提出するものとする

基本的に個別ケースに関する記録は村での活動時間内に報告書の作成を行い、情報の取り扱いには十分に注意すること。オンラインでの対応の場合、報告書の作成を行うこと

10. 交通機関の欠航等による費用

天候等の不可抗力により発生した費用は4万円を上限とし、実費支給とする。この場合において、引き返しの判断は協議の上決定するものとする

11. 応募方法・人選・結果のお知らせ

申し込み用紙は知夫村役場村民福祉課で交付する

申し込み用紙を郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2型以上）を必ず同封して知夫村役場まで請求すること

① 応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、知夫村役場村民福祉課に郵送又は持参のこと

応募にかかる経費（書類申請・面接）は全て応募者負担とする

②人選

書類審査後に熱意のある方、関心が高い方を優先し、知夫村役場にて面接を実施する

③最終結果のお知らせ

選考後おおむね10日以内での結果通知とする

12. 募集期間

令和5年3月から定員に達するまで

13. その他

- ・この要綱に定めのない事項については、村と受託者が協議の上決定とする

- ・オンライン相談を受け付けます。興味のある方はお気軽にお問合せください